

住宅の省エネ 改修促進税制 が創設されました

問合せ
税務財政課課税係 ☎ 74-3003

住宅の省エネ改修に伴う
固定資産税・所得税の減
額措置

地

球温暖化防止に向けて家庭部門の二酸化炭素排出量の削減を図るため、既存住宅において一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合の固定資産税及び所得税に対する特例措置が創設されました。

対象となる主な改修工事は、次の通りです。

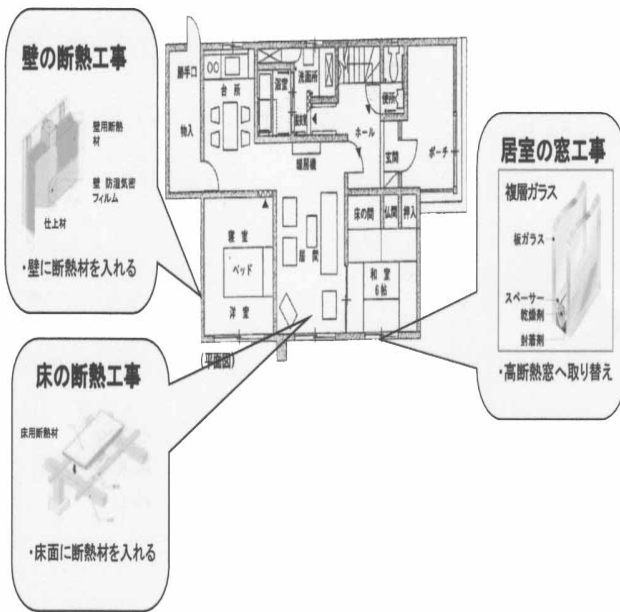
- ①天井、壁、床の断熱工事（断熱材を入れる）
- ②居室の窓工事（複層ガラスなど高断熱窓への取り替え）
- ③窓の二重サッシ化や、天井、

壁、床に適切な量の断熱材を入れる工事など、熱損失の防止を目的とした住宅での、エネルギー使用合理化のための工事が対象となります。

固定資産税の減額措置

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、平成20年1月1日以前から所在している住宅（賃貸住宅を除く）について、一定の条件を満たす省エネ改修工事が行われた場合、その住宅の翌年度分の固定資産税に限り、3分の1が減額されます。ただし、その住宅の120㎡相当分までが減額の対象とな

【省エネ改修工事の具体例】



ります。

■主要要件

①平成20年1月1日以前から所在している住宅。ただし、賃貸住宅は除きます。

②次の要件をすべて満たす工事であること（アの工事又はアと合わせて行うイ〜エの工事）
ア 窓の断熱改修工事
イ 床の断熱改修工事
ウ 天井の断熱改修工事
エ 壁の断熱改修工事
※改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること

③省エネ改修工事に要した費用の合計が30万円以上であること

■申請方法

省エネ改修工事完了後3カ月以内に、役務税務財政課へ必要書類を添付して申告してください。また、申告の際には、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が作成する熱損失防止改修工事証明書が必要です。

所得税額の特別控除

平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に、自宅の省エネ改修工事を含む増改築等工事を行い、居住した場合、現行の住宅リフォーム・ローン減税制度と、新設された省エネ改修促進税制のいずれかを選択することができません。

さらに、省エネ改修工事のうち特定の基準を満たす特定の省エネ改修工事を行った場合は、省エネ改修促進税制を選択すると、特定の省エネ改修工事の部分に係る借入金（200万円まで）について、2%の控除率が適用されます。

【省エネ改修 促進税制】

①特定の省エネ改修工事に係る借入金（200万円まで）：
年末残高の2%を5年間所得税額から控除
②①以外の増改築などに係る借入金：年末残高の1%を5年間所得税額から控除（ただし、控除対象となる①及び②における借入金額の上限は合計1,000万円）